

## 経営改善・事業再生支援シフトの監督指針改正で容認されたこと

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針が、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善や事業再生支援について、一層の推進を図るために来年度から一部改正される。改正に先がけて意見を求めたパブリックコメントとその金融庁の回答に個人的には仰天するやりとりを先月末発見した。

「地域経済の回復・成長に貢献する」という境目がはっきりしない改正後監督指針の事業者評価に関するプリンシプル風表現に対してパブリックコメントで釘を刺すような質問があった。「金融機関がソリューションを提供する等の支援を行う「対象企業」の選別については、「地域経済の回復・成長に貢献する」案件であるかどうかを、地域金融機関の個別の判断により選別することは当然予定されているという理解でよいか（パブリックコメント No.5 の一部）」これに対し金融庁は「支援先企業の選定については、各金融機関の経営判断に属する事項と考えております。」と考え方を示した。

経営改善・事業再生支援を行う企業の選定は、金融庁の関知するところではなく、各金融機関の判断に任せることが認められたことになる。同じ地元の他行が「地域経済の回復・成長に貢献する」と信じて選定し、懸命に経営改善・事業再生支援を行っている地域産業や事業者について、地域経済の回復・成長にさして貢献はしないと考える地域金融機関が協調する義務のようなものはなくなる。

私的整理などで複数金融機関が協調して支援をする場面では、伝統的にメイン（バンク）寄せといった債権減免処理が利害調整のために行われてきたが、他行より多くの損失負担を被るメインバンクが、「当行はこの債務者を地域経済の回復・成長に貢献するようには考えていない」と言ってしまうと、まとまる私的整理もまとまらなくなる。こと私的整理については、このパブリックコメントでも「私的整理に於ける対象債権者全ての合意が大きな障害になっているが、斯かるルールをガイドラインの改訂に盛り込むのか。（パブリックコメント No.4）」との質問があったが、一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「中小企業の事業再生等に関する研究会」が作成したものであり、改定内容や是非について当庁から回答することは困難と、お役所対応っぽい考え方が示されている。

とはいえ、改正内容で示唆された、地域経済の回復・成長に貢献するかどうかという観点から、地域の事業者への経営改善支援・事業再生支援の是非を評価しようとする姿勢は、なかなか斬新ではある。なぜなら地域金融機関を対象に地域経済の回復・成長への貢献は、これまで金融機能強化法で資金援助を受けた地域金融機関にのみ求められてきたことであるからだ。地域経済の回復・成長に貢献を求める金融機関を、中小・地域金融機関全体に広げていく意志が、行政にはあるようにも見える。

しかし、金融機能強化法の資金援助を受けたことのない地域金融機関では、自らの経営判断で地域経済の回復・成長への貢献評価が過去容認され続けてきており、もっぱら地域への

安定的な資金供給の証ともいえる地域でのシェアの高さや地域では先進的な金融サービス技術（例えばサステナブルファイナンスや BaaS 提供など）を取り入れていることなどで、地域経済の回復・成長への貢献をしていると自己評価してきていて、情報開示も積極的である。

一方で、経営改善支援・事業再生支援の実効性を評価するのに適し、自行債務者の格付遷移分布などの情報開示は、この種の情報開示を求めてきた金融機能強化のベンチマークも、令和 4 年度以降は金融庁へ提出不要とされたことを最後に、ほとんどの地域金融機関で姿を消した。以降、個々の地域金融機関の経営改善支援・事業再生支援の実効性は外部からはわかりにくくなっている。

格付遷移に関する情報開示がなされなくなったが、筆者は多くの地域金融機関で破綻懸念先債務者の実質破綻先・破綻先への下方遷移に対して、特筆すべき抵抗力を総じて持ち得ていないことを知っている。貸倒実績率については破綻懸念先と実質破綻先以下ではそれなりの格差があるにもかかわらず、要管理先以下は一律デフォルト先扱いされている点に原因を考えている。破綻懸念先まで落ちたら、法的破綻状態も間近であろうから、事業再生支援も無力であるはずとの考えが主流で、事業再生に向けた取引銀行側のテンションもあがりようがない。引当余力の有無に関係なく、破綻懸念先の事業再生支援のテンションは低い。

行政サイドも経営改善支援は、正常先下位くらいから「早め早め」にデフォルトしないように取り組むことをもとめていて、破綻懸念先まで落ちれば事業再生支援には今更感もあって、再生手法の選択肢が限られてくることを認めている。こうした対応を長期間にわたり銀行の健全性確保と呼んできたことの影響は大きい。

このような地域金融機関実態を踏まえれば、パブリックコメント No.5 の質問者の手柄の大きさも明らかだ。監督指針の改正で、「対象企業」の選別については、債務者区分とは無関係に「地域経済の回復・成長に貢献する」案件であるかを行政側が一方的に判断するようになることを、地域金融機関の側は懸念した。破綻懸念先にまで業況が悪化した地元事業者に対する（私的整理以外の選択肢も少なく、やっても要注意先復帰のような結果を出す自信もない）事業再生支援にまで口をはさまれることになりかねない。

金融機能強化法の影響を免れていれば、この部分への行政介入は過去経験がないため、資金繰り支援集中をポストコロナで平常時のものに戻すだけの監督指針改正ごときで無謬性をまさか放棄するおつもりではあるまいなど、パブリックコメントで確認したわけだ。

そして金融庁の考え方として、破綻懸念先にまで落ちたところに再生支援を行うか行わないかは、金融機関の経営判断とし、足並みの揃わない私的整理は仕方が無いということ、監督指針改正後も容認してもらったと解釈できる。「当然予定されているという理解」といった言葉使いからも、質問者が相当なタフネゴシエーターであることもうかがわれる。

同一地域を地元とする地域金融機関同士が連携協力して地元事業者の経営改善・事業再生支援を面的に行うような美しい光景が見られるようになることはないだろう。特に支援コストの高い事業再生支援については、引当の積み増しというババ抜きでの勝ち抜きを、これ

までどおり自行の損失負担最小化を目指して、繰り返していくことになるのであろう。

しかも事業再生支援での銀行間の利害調整に使用されることも多いメイン寄せは、これまで指摘してきたとおり、本来の意味では地域金融では機能しておらず、不良債権化の兆候を察知したメインバンクは、メインバンクの座を地域シェアも低い他行に巧妙に譲っていく、「下位寄せ」が主流である。本来のメインバンクではなく、小さな地域金融機関ほどババを引きやすくなるので、地域事業者から生じる引当の積み増し負担は著しくバランスを欠きがちである。ジョーカーをひく人が予め決まっているというのも、おかしなババ抜きではないか。

同じ地域でしのぎを削る地域金融機関の経営改善・事業再生支援競争は、今回の監督指針改正で、これまでどおり僅差ではなく大差で勝敗が決まり続けることが確定した。大差で敗れた側は再編統合の当事者となるべきとの考え方も既定路線である。

しかし、今後のあるべき経営改善・事業再生支援について監督指針で高いレベルで示されたとしても、早い段階から大差を敵方につけた側の地域金融機関については、経営改善・事業再生支援競争に関する戦略レベルが高まりにくいという体質も改善しないことになる。地域経済に対する社会的コストとしては相当非効率であるように思われ、地方創生にも矛盾するように思われるのだが・・・。(了)

令和6年2月29日  
株式会社也つ代